平成２７年（フ）第１５７４号
札幌市豊平区中の島２条７丁目２番14号
債務者　丸山　亜紀（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７６号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番52号　ＮＡＳ麻生コート205号
債務者　古屋　峰雄
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５９４号
札幌市北区あいの里２条３丁目11番１号　サンビレッジあいの里Ａ－201号
債務者　南　　信行
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０１号
札幌市豊平区平岸１条２丁目９番１－104号
債務者　竹村　健太
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０２号
札幌市豊平区平岸１条２丁目９番１－104号
債務者　竹村あゆみ
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０８号
札幌市豊平区平岸１条15丁目３番６号　平岸寮
債務者　小金森美惠子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２４号
札幌市西区発寒８条７丁目10番８号　マリオンコート発寒中央206号
債務者　池田　智和
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４９号
札幌市手稲区前田１条４丁目１番12号
債務者　峯村　隆二
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６５９号
札幌市清田区真栄１条２丁目14番１号　篠原荘１Ｂ
債務者　大竹　宏志
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６６６号
北海道石狩市花畔２条１丁目150番地
債務者　花田　美保
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７６号
札幌市北区拓北３条１丁目１番１－808号
債務者　山田　直美
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１３号
さいたま市見沼区大和田町１丁目2098番地　アルティア弐番館303
債務者　小嶋　宏明
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４０号
さいたま市南区別所６丁目10番10－408号
債務者　松井　宏樹
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
埼玉県深谷市原郷1004番地１　エスペランサ303号
債務者　今松　美洋
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２０号
千葉県香取郡多古町多古141番地１
債務者　菅谷真理子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５５号
名古屋市緑区六田２丁目107番地
債務者　太田いつ子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９９号
静岡市清水区高橋４丁目22番33－203号フォンティーヌⅢ
債務者　安竹　利奈
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部